

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第2回）

日時：令和2年4月8日（水）

13時15分～

場所：第二庁舎4階 災害対策本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

（1）緊急事態宣言への対応について

（2）県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について

（3）国の緊急経済対策について

（4）県内における新型コロナウイルス感染者の発生状況及び今後の対応について

（5）その他

3 知事指示

4 閉 会

緊急事態宣言への対応について

令和 2 年 4 月 8 日
新型コロナウイルス感染症対策本部

1 趣 旨

国内では大都市を中心に新型コロナウイルス感染症患者が連日増加しており、この中には感染経路の不明な患者が多数含まれるなど、今後、爆発的な感染の拡大が発生しかねない状況にある。

このたび、東京など 7 都府県を対象区域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、県民生活及び県内経済への影響を最小限に抑えるため次のとおり対応する。

2 概 要

(1) 緊急事態宣言の内容

- ①緊急事態宣言の日 4月7日(火)
- ②緊急事態措置を実施すべき区域 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県
- ③緊急事態措置を実施すべき期間 5月6日(水)までの1か月間

(2) 対象区域で実施がされる主な措置(未確定)

- ①外出自粛の要請(生活に必要な場合を除く)
- ②施設の使用制限等
 - ア 基本的に休止を要請する施設
大学、専修学校、各種学校、学習塾、映画館、劇場、集会場等、
運動施設、博物館、ナイトクラブ、カラオケボックスなどの遊興施設
 - イ 種別によっては休業を要請する施設
学校・保育所、福祉施設
 - ウ 社会生活の維持のため休業を求めない施設
病院、診療所、薬局、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、
ホテル、バス、タクシー、物流サービス、
飲食店(居酒屋は休業を要請)、金融機関、官公署

※ 上記は東京都が検討中のもの。

※ 公共交通機関については、運行停止は要請されないものの、減便等運行計画の変更が行われる可能性がある。

※ 食品、医薬品等国民生活及び経済の安定のための物資の流通・販売は行われる。また、金融・証券市場等の経済活動の基盤となるシステムは稼働する。

3 本県に影響を与える可能性のある主要事象

- ・ 県内への帰省の増加
- ・ 県内での感染の疑いのある者の増加、医療・検査需要の増大
- ・ 本県との間の往来の縮小・停止、物流の縮小・停止
- ・ 対象地域内の企業・事業活動の縮小・停止
- ・ 一部物品に対する需要増加・価格高騰(食料品、医薬品、衛生品、燃料等)
- ・ 対象地域内での行事・イベント等の中止・延期、使用予定施設の使用制限
- ・ 対象地域内で使用・消費される県内産品に対する需要減少 など

4 本県への主な影響と対応

(1) 医療・検査体制等

【影響】

- 本県への帰省者の増加により、患者又は感染の疑いのある者が増加する可能性がある。これにより、保健所の対応の増加、医師等医療従事者の不足・負担増、帰国者・接触者外来の不足、医薬品等の不足といった影響が想定される。

【対応】

- 保健所や医療機関については、それぞれBCP（業務継続計画）に基づき業務の優先度付けを行うとともに、他部所等からの応援態勢を確立する、また、帰国者・接触者外来については、医師会と連携し追加的窓口の整備を行う。医薬品等については、各医療機関における在庫確認・前倒し購入を行うとともに、グループ内医療機関での調達、卸業者等との事前協議を行っていく。

(2) 県民生活

【影響】

- 県内において生活関連物資等の買い占め、売り惜しみ、価格高騰等が発生する可能性がある。
- 休業、失業等による収入の減少等が発生する可能性がある。

【対応】

- 県民に対し冷静な行動を呼びかけるとともに、生活関連物資の需給状況等についての情報提供を行う。また、必要に応じ、価格・販売状況の調査・監視等を行う。また、買い占め・欠品等に伴うトラブルへの対応をはじめ、治安上の対応を行う。
- 休業・失業等による収入の減少等について、相談窓口の周知・対応を行うとともに、生活福祉資金等の活用促進を図る。

(3) 県内経済

【影響】

- 首都圏等における企業活動の収縮・停止等により、県内企業の受発注・営業機会の減少、部品納入の滞り、生産調整等による仕事量の減少、これらを原因とする雇用の減少等が懸念される。

【対応】

- 国の経済対策と合わせ、県の制度融資によりきめ細かい資金繰り支援を行う。また、本庁及び地域振興局に設置した相談窓口において各種相談に対応し、支援制度の周知・利用促進を図る。

(4) その他（県工事の遅延、県の県外事務所の業務縮小）

【影響】

- 工事に係る資機材の調達困難、技術者の移動困難等により、県工事に工期の遅延等が発生する可能性がある。
- 県の県外事務所について、出勤困難、事務所縮小の可能性がある。

【対応】

- 県工事については、工事・委託業務の一時中止、履行期間の延長等を検討するほか、未契約の場合には、発注先送り等も検討していく。
- 県の県外事務所については、在宅勤務を基本とした上で、必要最小限の職員による業務継続を行う。

秋田県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和 2 年 4 月 8 日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部決定

新型コロナウイルス感染症は、大都市を中心に感染者が増加しており、この中には感染源の不明な患者が多数含まれるなど、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にある。

このため、令和2年4月7日、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県及び福岡県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく、緊急事態宣言が発令されたところである。

本県においては、現時点では、大都市のような急激な感染拡大は見られないが、感染拡大の防止並びに県民生活及び経済活動の安定を図るため、更に総力を挙げて取り組むこととし、国の基本的対処方針を踏まえ、講じるべき対策の基本的な対処方針を次のとおり定める。

1 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、高齢者等を守り、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- なお、対策は、感染拡大の状況に応じて機動的・弾力的に実施し、状況の変化に応じて、更に強化し又は通常に戻すなど、柔軟に対応する。

2 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- ① 県は、県民に対し、正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。
 - ・ 県内における患者の発生状況や県の対策等に関する情報提供
 - ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底
 - ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ
 - ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方の周知、医療機

- 関を受診する時は、あらかじめ「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談することの呼びかけ
- ・感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ
- ②県のウェブサイトにおいて、国や関係機関のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、SNS等の媒体も積極的に情報発信する。また、各市町村の広報紙等への掲載依頼など市町村とも連携し、迅速かつ積極的に県民等への情報発信を行う。
 - ③検疫所と連携し、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
 - ④外国語で適切かつ迅速な情報提供を行い、まん延防止と風評対策につなげる。
 - ⑤国や全国知事会、市町村等と緊密に連携しながら、様々な手段により県民に対して、情報提供や注意喚起を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

- ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ②健康環境センターにおける検査体制の強化を図る。また、「秋田県新型コロナウイルス感染症対策協議会」等を通じ、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図るほか、民間検査機関等の活用を進める。
- ③PCR等検査の実施人数や陽性者数等を定期的に公表する。
- ④学校等での集団発生の把握の強化を図る。

(3) まん延防止

- ①まん延防止策として、県内の感染状況を踏まえ、クラスター対策及び接触機会の低減を図る。
- ②県外からの帰省者等への注意喚起や接触機会の低減の要請等により、感染者が増加している地域から県内への感染拡大の防止を図る。
- ③厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。
- ④クラスターが発生しているおそれがある場合には、法第24条第9項に基づき、当該クラスターに関係する施設の休業や催物（イベント）の自粛等の必

要な対応を要請する。これに関連し、国及び他の都道府県、市町村と緊密に情報共有を行う。

- ⑤密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件（「三つの密」）が同時に重なるような集まりについて自粛の協力を強く求めるとともに、全国的大規模な催物等の開催については、中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。その上で、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられた場合には、期間を示した上で、外出や催物の開催の自粛について協力を迅速に要請する。その結果、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行う。
- ⑥クラスター対策により感染拡大防止を図る観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組むとともに、市町村と迅速な情報共有を行い、必要に応じ、法第24条に基づく総合調整を行う。さらに、他の都道府県との迅速な情報共有に努める。
- ⑦医療施設や高齢者施設等において職員が感染源とならないようにすることも含め、院内感染や施設内感染対策を徹底するよう周知を行う。
- ⑧学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ⑨国及び関係機関と協力して、公共交通機関、公共施設その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。
- ⑩県民、企業・事業所、福祉施設、公共交通機関等に対し、手洗い、咳エチケット等の徹底、在宅勤務や時差通勤の推奨、換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる場合の労働者への出勤免除や外出自粛等呼びかける。

（４）医療

- ①市町村や関係機関と協力して、感染拡大の状況に応じ、以下のように柔軟な医療提供体制を確保する。
 - ・現行では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来により、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供する。
 - ・また、医師の判断により検査を実施し、患者が認められた場合には、感染症法第19条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し、適切な医療を提供する。
 - ・患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断する場合には、重症者等に対する医療提供に重点を移す観点から、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とし、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備する。

- ・また、自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じる。
- ・患者が更に増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある場合には、地域の感染状況や医療需要に応じて、帰国者・接触者相談センターの体制を強化したうえで、帰国者・接触者外来を増設し、外来を早急に受診できる体制を整備する。
- ・さらに患者が増加し増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する場合には、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行う。
- ・こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知する。

②関係機関と協力して、オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第31条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、以下のように、医療提供体制の確保を進める。

- ・地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保する。
- ・医療機関は、業務継続計画（BCP）も踏まえ、必要に応じて医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討する。
- ・地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の派遣を検討する。
- ・地域でのオーバーシュートに備え、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保する。

（5）経済・雇用対策

新型コロナウイルス感染症による県民生活や県内経済への影響を注意深く見極めながら、思い切った経済・雇用対策を機動的に講じていく。

特に、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が縮小する中で影響を受けている様々な形態で働く方々の雇用や生活を維持するとともに、中小事業者、農業者等が継続して事業に取り組めるよう、国の経済対策の周知を図り、各種支援制度の利用を促進するとともに、県の制度資金による資金繰り支援やきめ細かな相談対応をはじめ、本県独自の対策を隙間なく講じていく。

また、今後の感染の状況等を注視しながら、適切なタイミングで、県内経済

の回復に向けた大胆な対策を一気呵成に講じることができるよう、必要な準備を進める。

(6) 緊急事態宣言への対応

東京など7都府県を対象区域として、法第32条に基づく緊急事態宣言がされたことを踏まえ、緊急事態措置の効果等を慎重に見極めながら、県民生活及び県内経済への影響を最小限に抑えるため必要な措置を講じる。

(7) その他重要な留意事項

【人権等への配慮】

- ①患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ②海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③各種対策を実施する場合には、県民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。

【物資・資材の供給】

- ①国や企業と連携し、マスクや消毒薬その他の必要な資材の確保及び配布を行う。
- ②県民に対し、食料品、衛生用品、生活必需品等に関し、適切な消費行動を呼びかける。
- ③事業者に対し、必要に応じ、食料品、生活関連物資等の価格高騰や買い占め、売り惜しみが生じないように調査・監視を行うとともに、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

【関係機関との連携の推進】

国や市町村、関係機関等と情報共有し、連携して対策を進める。

【社会機能の維持】

- ①国、市町村、指定公共機関、及び指定地方公共機関、その他の関係機関と情報共有を図り、感染拡大時の社会機能維持のための体制の整備に努める。
- ②空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ③警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

【その他】

県は、政府が基本的対処方針を変更し、又は緊急事態を解除し、若しくは新たに緊急事態宣言をした場合は、必要に応じこの対処方針を変更する。

新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急経済対策の概要

令和2年4月8日
企画振興部

財政支出規模 39.5 兆円、事業規模 108.2 兆円程度

I 感染拡大防止と医療提供体制の整備、治療薬の開発【財政支出 2.5 兆円、事業規模 2.5 兆円】

感染拡大防止策、重症者に重点を置く医療提供体制の整備、治療薬・ワクチン等の開発

- ・ 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」の創設（都道府県における医療機関の体制整備、軽症者等の医療機関以外の療養場所等の確保）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」の創設（地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施）
- ・ マスク・アルコール消毒液等の確保
- ・ 情報発信の充実（高齢者世帯等への確実な情報伝達手段の整備等） など

フェーズⅠ
緊急支援

II 雇用の維持と事業の継続【財政支出 22.0 兆円、事業規模 80.0 兆円】

事業者の資金繰りや雇用の維持をあらゆる手段で強力に支援

- ・ 雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大（最大で中小企業 90%、大企業 75%補助）
- ・ 民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けることができる制度の創設
- ・ 中小・小規模事業者向け給付金（「中小・小規模事業者等事業継続給付金（仮称）」、中小企業 200 万円、個人事業者 100 万円）
- ・ 収入減少世帯に対する新たな給付金（「生活支援臨時給付金（仮称）」、30 万円/世帯）
- ・ 子育て世帯への臨時特別給付金（児童 1 人当たり 1 万円/月）
- ・ 緊急に必要な税制上の措置（国税・地方税） など

III 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復【財政支出 3.3 兆円、事業規模 8.5 兆円】

観光・運輸業、飲食業等に対する大規模な支援や地域経済の活性化

- ・ Go Toキャンペーン事業（仮称）（割引・ポイント・クーポン券等を付与）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」の創設【再掲】
- ・ 農林水産業の経営不安に対する支援策
- ・ 多種多様な文化芸術・スポーツ体験の機会の創出 など

フェーズⅡ
V字回復

IV 強靱な経済構造の構築【財政支出 10.2 兆円、事業規模 15.7 兆円】

サプライチェーンの構築、ICT等を活用したリモート化やデジタル化の取組加速

- ・ サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金
- ・ 中小企業によるテレワーク通信機器の導入等の支援 など

V 今後への備え【財政支出 1.5 兆円、事業規模 1.5 兆円】

新型コロナウイルス感染症対策に関する予備費を創設

新型コロナウイルス感染者の県内発生状況及び検査・相談状況について

健康福祉部

(1) 新型コロナウイルス感染者の県内発生状況

令和2年4月6日現在

事例	確定日	年代	性別	居住地	職業	備考
1	3月6日	60歳代	男性	秋田市	無職	
※ 2	3月6日	10歳未満	女性	県外（北海道）	—	
3	3月27日	20歳代	女性	由利本荘保健所管内	外国語指導助手	
4	3月27日	30歳代	男性	由利本荘保健所管内	外国語指導助手	
※ 5	3月30日	20歳代	男性	秋田市	自衛隊員	
6	3月31日	20歳代	男性	横手保健所管内	地方公務員	
※ 7	4月1日	30歳代	男性	秋田市	自衛隊員	5例目感染者の濃厚接触者
8	4月2日	20歳代	男性	大館保健所管内	医師	
9	4月2日	10歳代	女性	県外（東京都）	学生（専門学校）	
10	4月3日	50歳代	女性	由利本荘保健所管内	医療従事者	9例目感染者の濃厚接触者
11	4月4日	50歳代	男性	由利本荘保健所管内	会社員	9例目感染者の濃厚接触者

※秋田市管轄分

(2) PCR検査実施件数（秋田県健康環境センター及び秋田市保健所）

令和2年4月5日現在
(単位：件)

2/14 ～2/16	2/17 ～2/23	2/24 ～3/1	3/2 ～3/8	3/9 ～3/15	3/16 ～3/22	3/23 ～3/29	3/30 ～4/5	合計
5	12	28	57	61	29	48	179	419

※健康環境センター：1/31～検査体制整備、秋田市保健所：2/25～検査開始

(3) 帰国者・接触者相談センター（コールセンター）相談件数

令和2年4月5日現在
(単位：件)【参考】コールセンター設置前の相談件数
(県内9保健所及び保健・疾病対策課)

3/2 ～3/8	3/9 ～3/15	3/16 ～3/22	3/23 ～3/29	3/30 ～4/5	合計	1/31 ～3/1
553	439	364	485	1,201	3,042	1,229

防 災 — 10
令和2年4月2日

各 市 町 村 長 様

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部長
(秋田県知事 佐 竹 敬 久)

新型コロナウイルスへの感染防止対策について（依頼）

県政の推進については、日頃、格別の御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、県内では4月1日現在で7例目の新型コロナウイルスへの感染例が確認されているところですが、毎年4月は、就職や入進学などで県外との往来が多くなる時期であり、新型コロナウイルスへの感染リスクが高まる可能性があります。

については、県内での感染防止を図るため、次の事項について、住民や学校、企業等に対し御周知くださるようお願いします。

なお、周知に当たっては、貴市町村の住民窓口において来訪者に御案内いただくとともに、ウェブサイトや広報誌等の活用、住民等による回覧など、様々な手法により広く周知されるよう御配慮をお願いします。

1 県外からの転入者等について

- (1) 東京など感染者が多く発生している地域から転入又は帰省等された方は、御自身で2週間程度健康観察していただき、その間、不要不急の外出を避けていただきたいこと。
- (2) 発熱等の体調変化があった場合には、学校や会社を休み、人との接触を避け、「帰国者・接触者相談センター」に連絡いただきたいこと。

2 大都市との往来について

当面の間、首都圏をはじめとした大都市圏との、不要不急の往来を避けていただきたいこと。

3 「密閉」「密集」「密接」の条件について

集団感染の原因となり得る「換気の悪い密閉空間」「多くの人が密集する」「近距離で会話を行う」の3条件の重なる場を避けていただきたいこと。

担当
秋田県総務部総合防災課
政策監 佐々木 重夫
電話 018-860-4568

広 一 17
令和2年4月6日

各市町村広報担当課長 様

秋田県総務部広報広聴課長
(公印省略)

新型コロナウイルスへの感染防止対策に係る
市町村広報紙への掲載について (依頼)

本県施策の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では令和2年4月2日付け防災第10号で「新型コロナウイルスへの感染防止対策について (依頼)」を別添のとおり送付しております。

つきましては、「県内での感染防止を図るための県民への注意喚起」について、貴市町村の広報紙等に掲載くださるようお願いいたします。

なお、掲載に当たり添付の新聞広告を参考にしてください。

[添付資料]

- 1 令和2年4月2日付け防災第10号依頼通知 (写)
「新型コロナウイルスへの感染防止対策について (依頼)」
- 2 市町村広報紙等への掲載例

(担当)

秋田県総務部広報広聴課
調整・広報報道班 檜山 柵橋
TEL 018-860-1076
FAX 018-860-1072

参考 掲載例

(4 / 4 付魁 5 段 広告)

県民のみなさまへ お願い
 ～新型コロナウイルスの感染が広がっています～

- 首都圏をはじめとした感染者が多く発生している地域から帰省・来県された方などは、ご自身で2週間は健康観察をしていただき、その間、不要不急の外出を避けてください。
- 発熱などの体調に変化があった場合は、自宅で過ごすなどの対応をし、コールセンターへご連絡くださるようお願いいたします。

換気の悪い
密閉空間

多数が集まる
密集場所

隣近で会話する
密接場面

**3つの条件がそろった場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!**

- 首都圏をはじめとした感染者が多い地域との不要不急の往來を避けてください。
- 特に症状が出にくい若年世代の方々は、人混みへの外出を避けるなど、慎重な行動をとってください。
- 「密閉空間」、「密集場所」、「密接場面」を避けて、特にこの三つが重なる場所は十分注意してください。

あきた帰国者・接触者相談センター(コールセンター)

相談窓口 24時間受付 9:00~17:00(毎日)

☎018-866-7050 ☎018-895-9176

あきた帰国者・接触者相談センター(コールセンター)

相談窓口 24時間受付 9:00~17:00(毎日)

☎018-866-7050 ☎018-895-9176

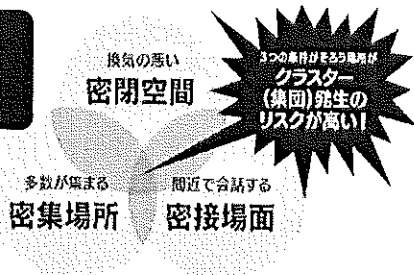
NO! 感染症ハラスメント

感染された方やご家族、医療機関やその他の関係者に対し、不確かな情報に基づく嫌がらせや、SNS等での誹謗・中傷が見られます。

こうした行為は人権侵害です。正しい情報に基づく冷静な行動をお願いします。

**三つの「密」を
避けましょう!**

「密閉空間」「密集場所」「密接場面」を避けて、特にこの三つが重なる場所は十分注意してください。



※貴市町村において、注意喚起する文章を独自に付け加え掲載いただいても構いません。

緊急広報!!

～新型コロナウイルスの感染が広がっています～ 知事から県民の皆さまへのメッセージ

4月は入学、就職、転勤等で県外との往来が増える時期です。このような中で、首都圏をはじめとした感染者が多く発生している地域から来られた方が、感染した事例が増えています。

このため、県民の命を守るため、特に最近、県内に来られた方や今後、県内に来られる予定のある方においては、自らが感染している可能性を想定した行動と健康状態の把握に努めてくださるようお願いいたします。

また、本人のみならず、家族・友人など身近な方々も、この点に関し十分に注意のうえ、適切にアドバイスしていただくよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1 ここ2週間前後に県内に 来られた方

県外から転入、帰省、または旅行・出張等から帰られた方、特に首都圏など感染者が多い地域（海外を含む）へ滞在した方は、やむを得ない場合を除いて2週間程度、外出を控えてください。

また、人との接触を最小限にし、外出時はもとより家庭内においてもマスクを着用するなど、自らが感染している可能性があることを想定した行動をとるようお願いいたします。

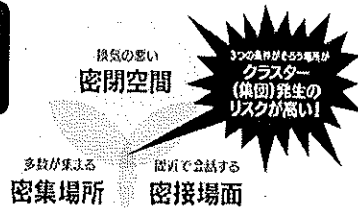
2 今後、県外や海外から 県内に来られる予定の方の ご家族、ご友人等へ

県内に来られる前に可能な限り連絡をとり、健康状態を十分に観察し、不安がある場合には滞在地の「帰国者・接触者相談センター」に連絡・相談するよう、本人にアドバイスしていただくようお願いいたします。

3 やむを得ない場合を除き、不要不急の県外・海外への 旅行・出張の自粛をお願いします

三つの「密」を 避けましょう!

「密閉空間」「密集場所」「密接場面」を避けて、特にこの三つが重なる場所は十分注意してください。



NO! 感染症ハラスメント

感染された方やご家族、医療機関やその他の関係者に対し、不確かな情報に基づく嫌がらせや、SNS等での誹謗・中傷が見られます。こうした行為は人権侵害です。正しい情報に基づく冷静な行動をお願いします。

あきた帰国者・接触者相談センター(コールセンター)

相談窓口

24時間受付
☎018-866-7050

9:00~17:00(土日)
☎018-895-9176



新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベント等の開催基準について

令和2年4月8日改定

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症については、県内で11例目の感染者が確認されている。また、連日、多くの感染者が確認されている東京都など7都府県を対象に、4月7日、緊急事態宣言がされたところである。

今後、緊急事態宣言の効果を慎重に見極める必要があるが、国内のいずれかで、制御できない感染の連鎖が生じれば、爆発的な感染拡大が生じかねない状況にある。

また、緊急事態宣言の影響などにより、本県への人の流入が一時的に増加する可能性もあり、県内での感染拡大につながるおそれがある。

このため、県内における一層の感染拡大防止の観点から、県主催のイベント等に係る開催基準について、次のとおりとする。

1 基本的な考え方

- (1) 引き続き、5月6日まで、多数の参加者が集まるイベントや集会は、中止、延期又は縮小を検討する。
特に、参加者が屋内で50名以上の場合や次の3つの条件に全て該当するものについては、原則として、中止又は延期する。
 - ①換気の悪い密閉空間である
 - ②人が密集している
 - ③近距離での会話や発声が行われる
- (2) (1)の条件に該当しないものについて開催する場合には、感染防止対策を徹底すること。
- (3) 感染が拡大している大都市などへの旅行・出張は、原則として行わない。
- (4) 個別の事例で判断に迷う場合は、当本部事務局に相談すること。

2 開催する場合の感染防止対策

- ①参加者への手洗い・咳エチケットの徹底
- ②会場へのアルコール消毒液の設置
- ③発熱や咳等の風邪症状がある方や、基礎疾患をお持ちの方で感染リスクを心配される方への参加自粛の協力要請
- ④会場のこまめな換気の実施
- ⑤会場の広さを確保し、お互いの距離を空けるなどして人の密度を減らす
- ⑥近距離での会話や発声、高唱を避ける
- ⑦参加者数や開催時間は、必要最小限にとどめる

※ 今後も、感染拡大の状況や国の対策等を見ながら、期間の延長など対応を見直していくこととする。

休館していた施設の開館予定

令和2年4月8日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

No.	施設名	開館予定	備考
1	公文書館	4月2日(木)から開館	
2	避難者交流センター	4月8日(水)から開館	
3	児童会館	<u>当面の間閉館</u>	
4	北部男女共同参画センター	4月1日(水)から開館	<u>貸し館は条件付きで4/13から再開※</u>
5	中央男女共同参画センター	4月1日(水)から開館	<u>貸し館は条件付きで4/13から再開※</u>
6	南部男女共同参画センター	4月1日(水)から開館	<u>貸し館は条件付きで4/13から再開※</u>
7	遊学舎	<u>4月13日(日)から開館</u>	<u>貸し館は条件付きで4/13から再開※</u>
8	県立図書館	4月2日(木)から開館	閲覧室の座席の一部撤去等の利用制限あり。
9	生涯学習センター	3月24日(火)から開館 1階学習スペース及び中2階交流ホールは閉鎖	<u>貸し館は事前予約のある団体のみ利用可</u>

※貸し館の条件

- ・利用者全員の連絡先が確認できること
- ・「3つの密」防止に配慮して利用すること
- ・その他、感染防止に配慮して利用すること